

## 参 考 资 料

**平成 24 年度 東京都高齢者権利擁護推進事業  
相談支援事業にて集積された相談事例について**  
～養護者による高齢者虐待相談事例を中心に～

この報告は、高齢者権利擁護支援センター（以下「当センター」という。）における平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の相談について、本報告書 p. 4～5 に掲載した相談記録票を使用して記録をとり、当センターがまとめたもので、検討委員会で分析したものではありません。

**1 平成 24 年度東京都高齢者権利擁護推進事業（区市町村職員等相談支援事業）実績**

**(1) 相談対応件数**

平成 24 年度で受け付けた相談件数（実数）は、819 件で、前年度より 78 件の増加が見られます。月平均 68 件で、月 20 日として日平均 3～4 件の相談対応を行っていることとなります。

[図表 2-1] 相談対応件数

年度	24 年度	23 年度
相談件数	819 件	741 件

**(2) 相談内容**

相談件数 819 件の相談内容としては、個別事例の相談が約 68.4%と最も多くなっています。養護者による高齢者虐待に関する内容が 368 件、虐待以外の個別事例（準ずる対応）が 44 件、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する事例相談が 148 件です。

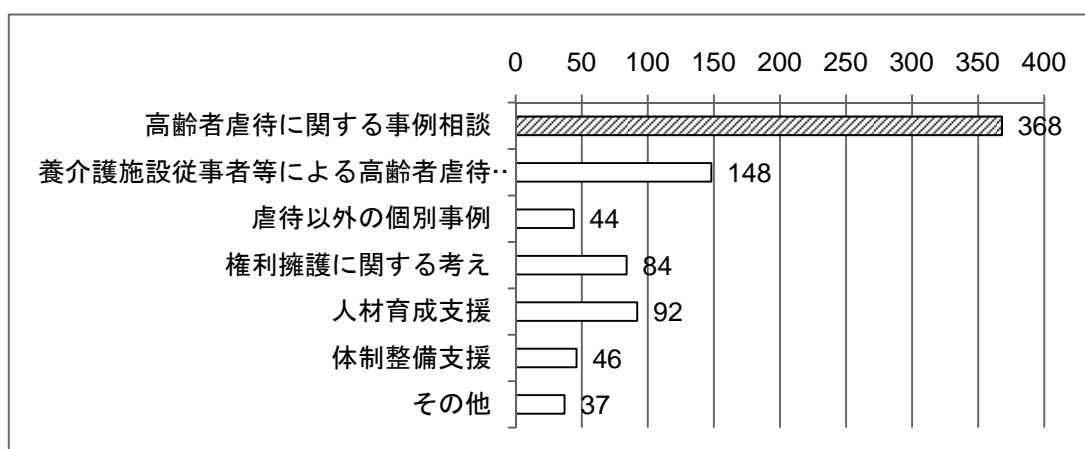
[図表 2-2] 相談内容

相談内容		24 年度		23 年度
虐待個別事例	養護者による高齢者虐待対応	368	44.9%	319
	虐待以外の個別事例（準ずる対応）	44	5.4%	33
	養介護施設従事者による高齢者虐待対応	148	18.1%	127
権利擁護に関する考え		84	10.3%	20
人材育成支援（普及啓発研修・事例検討会・研修企画等）		92	11.2%	106
体制整備支援（マニュアル策定・ネットワーク連絡会等）		46	5.6%	90
その他（帳票について・資料の提供について等）		37	4.5%	46
合計		819	100.0%	741

相談内容の「その他」としては、帳票や資料の提供についてのほか、平成 24 年度「孤立死」がマスコミで多く取り上げられ話題となったことから、「孤立死予防への介入」についての相談や、「終末期医療」、「死後の事務」、「緊急事務管理」についての相談がありました。

また、障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月に施行されたことにより、障害者虐待対応についての相談や、保証人問題、不適切なサービス提供や囲い込みがみられる貧困ビジネスへの対応、在日外国人への権利擁護、高齢者住まい法に関する相談など、今年度施行や改正された制度への対応、世相を反映した相談もみられました。

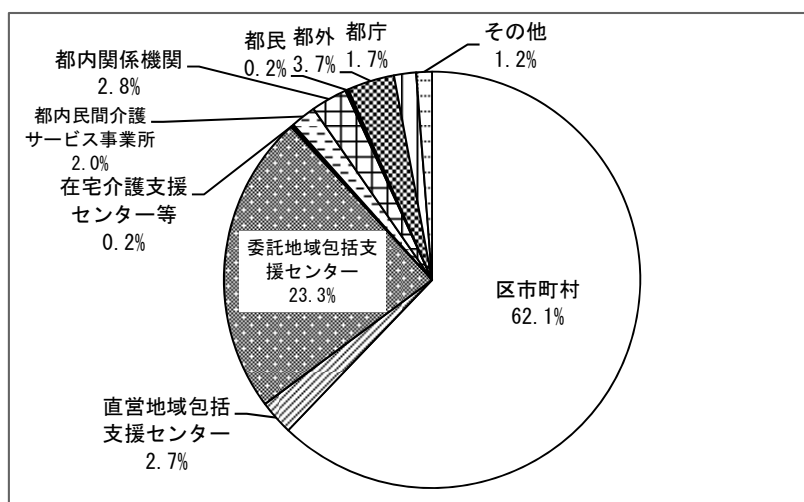
[図表 2-3] 相談内容内訳 (N=819 件)



(3) 相談者内訳

区市町村からの相談が全体の 62.1%を占めており、次いで委託型地域包括支援センターからの相談が 23.3%となっています。行政と地域包括支援センター（直営・委託）からの相談が、当センターへの相談全体の 88.1%を占めています。

[図表 2-4] 相談者内訳 (N=819 件)



## 2 全国調査結果との比較による相談の特徴

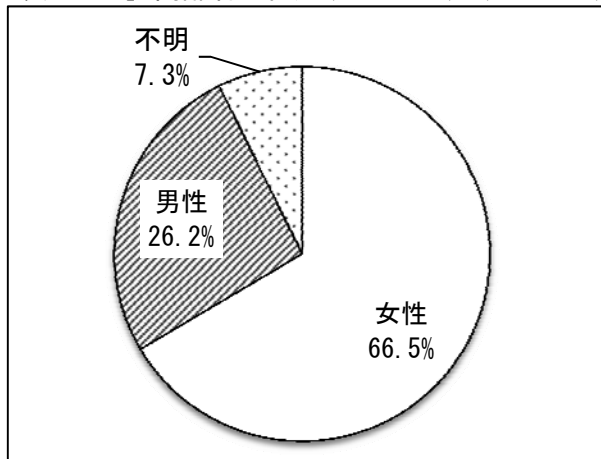
当センターで相談支援を行っている個別事例（養護者による高齢者虐待対応と、虐待以外の個別事例（準ずる対応）を合わせ412件）の傾向を、区市町村・地域包括支援センターが虐待対応で困難を感じている事例の傾向と捉え、厚生労働省が発表している「平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（以下「全国調査結果」という。）と比較すると、次のようになります。

### （1）高齢者の状況

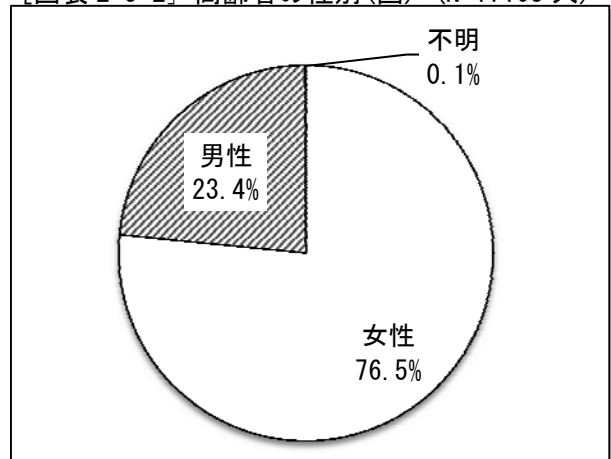
#### ① 性別及び年齢

性別では「女性」が66.5%、「男性」が26.2%となっています。年齢階級別では「80歳代」が43.2%と最も多い結果となりました。全国調査結果と比較とすると、70歳代が少なくなっています。

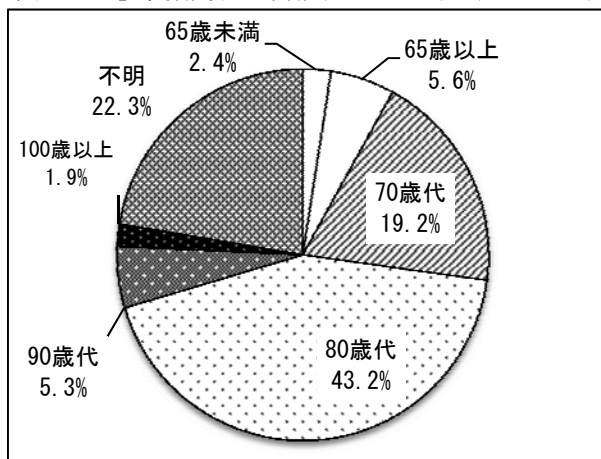
[図表 2-5-1] 高齢者の性別(センター) (N=412人)



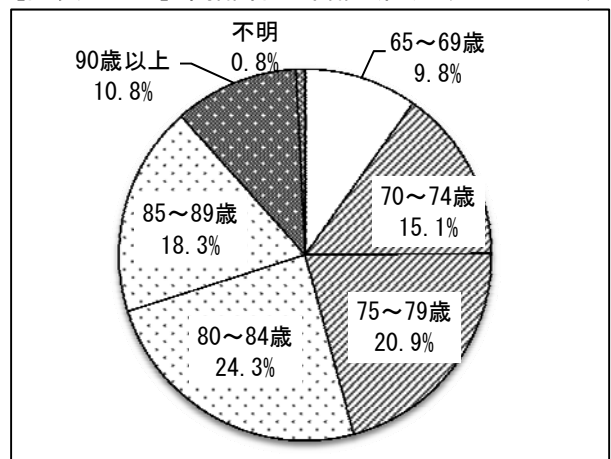
[図表 2-5-2] 高齢者の性別(国) (N=17103人)



[図表 2-6-1] 高齢者の年齢(センター) (N=412人)



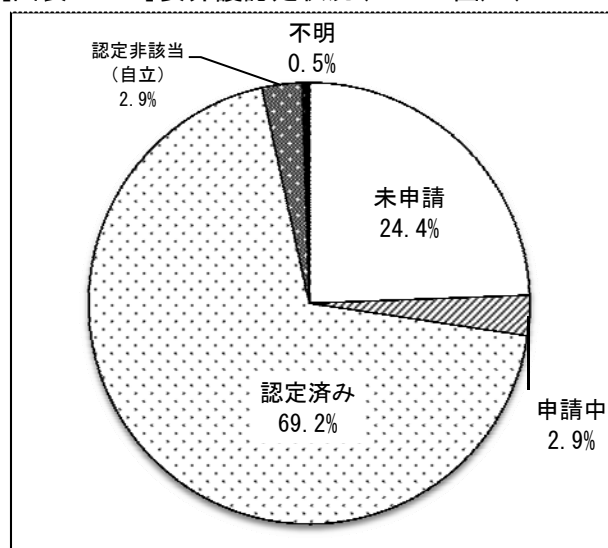
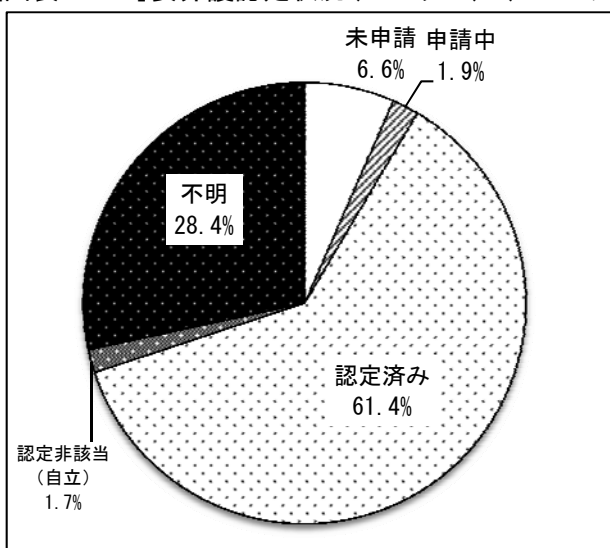
[図表 2-6-2] 高齢者の年齢(国) (N=17103人)



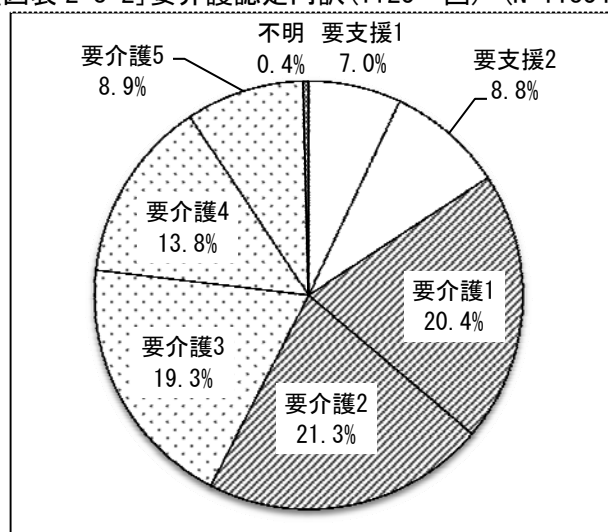
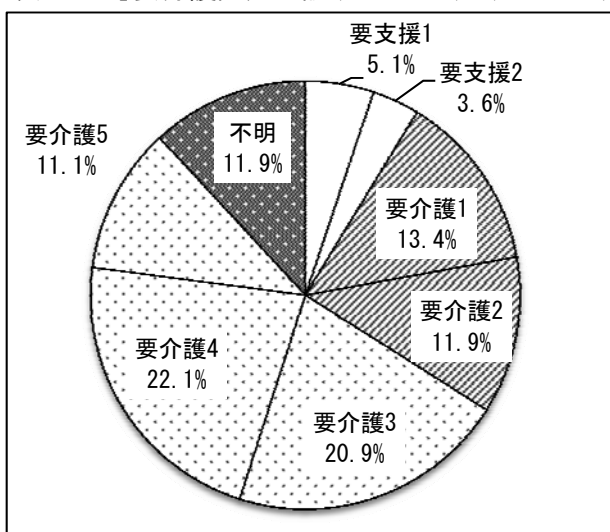
## ② 要介護認定状況と認知症

被虐待高齢者の要介護認定状況としては、全国調査結果とほぼ同程度ですが、認定の内訳をみると、全国調査結果より要介護3～5の高齢者の割合が54.1%と高くなっており、要介護状態が中度～重度の高齢者虐待対応に、区市町村・地域包括支援センターの感じる困難性があることが把握できます。

[図表 2-7-1] 要介護認定状況(センター) (N=412人) [図表 2-7-2] 要介護認定状況(H23 国) (N=17103人)



[図表 2-8-1] 要介護認定内訳(センター) (N=253人) [図表 2-8-2] 要介護認定内訳(H23 国) (N=11834人)

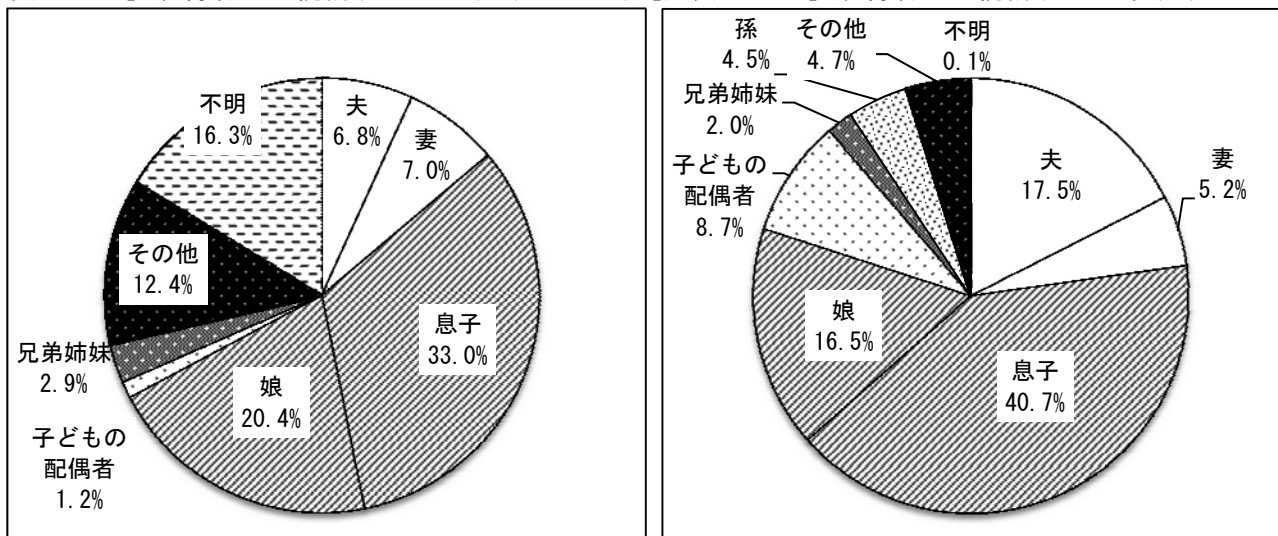


(2) 養護者の状況

① 虐待を行っていると思われる養護者との関係

虐待を行っていると思われる養護者の続柄としては、全国調査結果同様、息子と娘の割合が53.4%と半数以上を占めています。当センターへの相談事例では、「その他」の割合が12.4%となっており、全国の調査結果と比較して高くなっていることが分かります。家族以外の養護者からの虐待について困難を感じている事が把握できます。

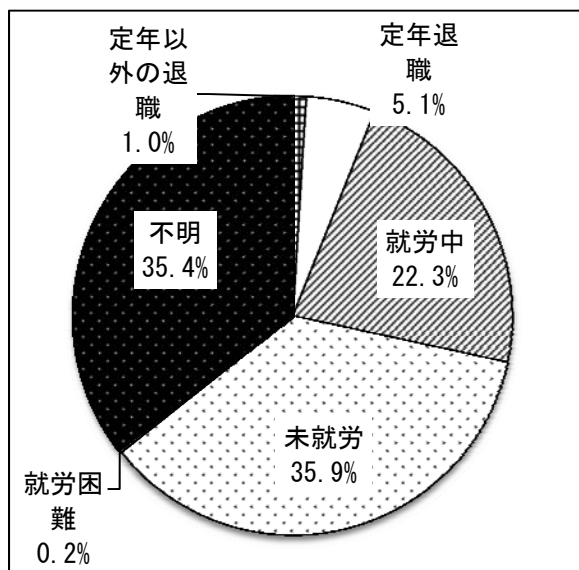
[図表 2-10-1] 虐待者との続柄(センター) (N=412人) [図表 2-10-2] 虐待者との続柄(H23 国) (N=17013人)



② 虐待を行っていると思われる養護者の就労状況

虐待を行っていると思われる養護者の35.9%は、「未就労」となっています。未就労の養護者による虐待対応について、区市町村・地域包括支援センターが困難を感じていることが示されていると思われませんが、全国調査においては、養護者の就労についての調査は行われておらず、比較はできませんでした。

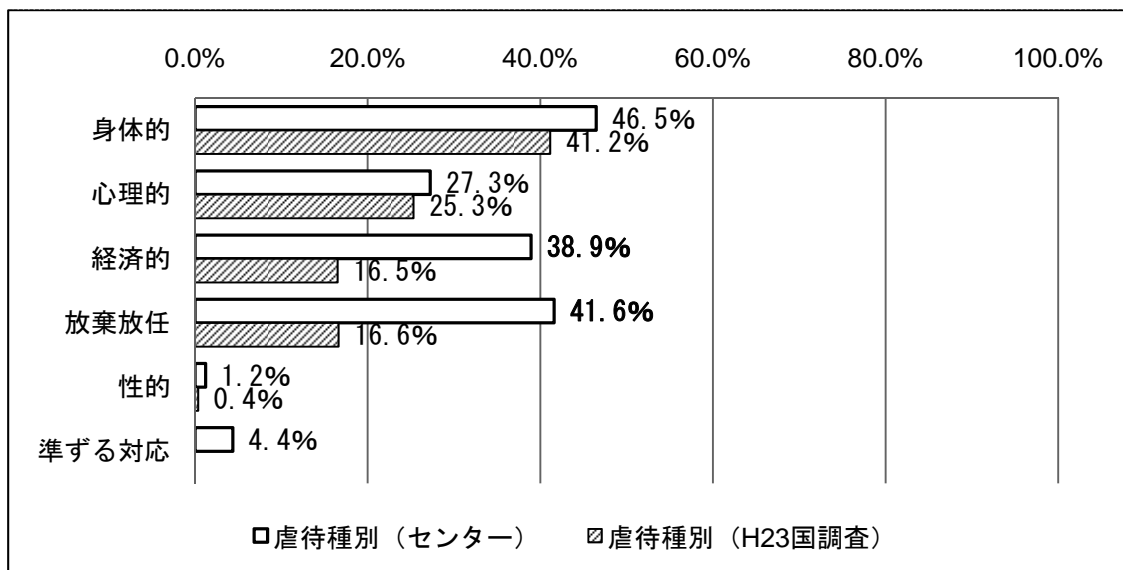
[図表 2-11] 養護者の就労状況(センター) (N=412人)



### (3) 虐待の種別

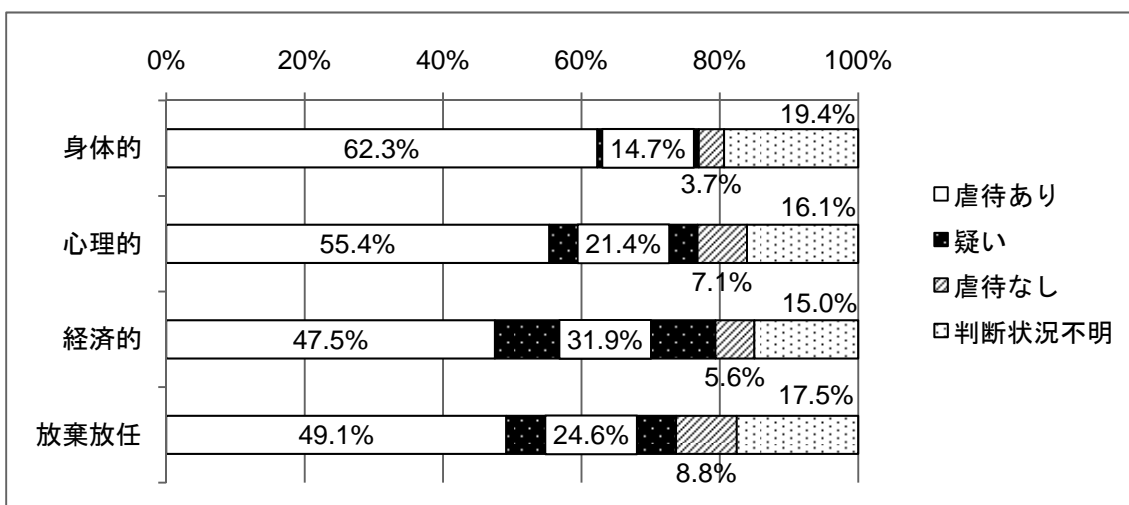
センターへの相談事例の種別と全国の調査結果を比較すると、センターへの相談事例の方が経済的虐待と放棄放任についての相談割合が高くなっています。区市町村・地域包括支援センターが、経済的虐待や放棄・放任による虐待の判断や対応に困難を感じていることが伺えます。

[図表 2-12-1] 虐待種別の比較 (N=412件 重複あり)



虐待種別ごとの虐待事実の判断状況については、下記のとおりとなりました。身体的虐待は認定しやすく、心理的虐待や経済的虐待、放棄・放任は認定しにくいことが分かります。特に、経済的虐待は「疑い」の状態である割合が他の種別との比較において高いことが分かります。

[図表 2-12-2] 虐待の種別による虐待の判断の比較(センター) (N=399件 重複あり)



注) 「性的虐待(N=5)」と「虐待に準ずる対応(N=18)」については、件数が少ないため、削除した。

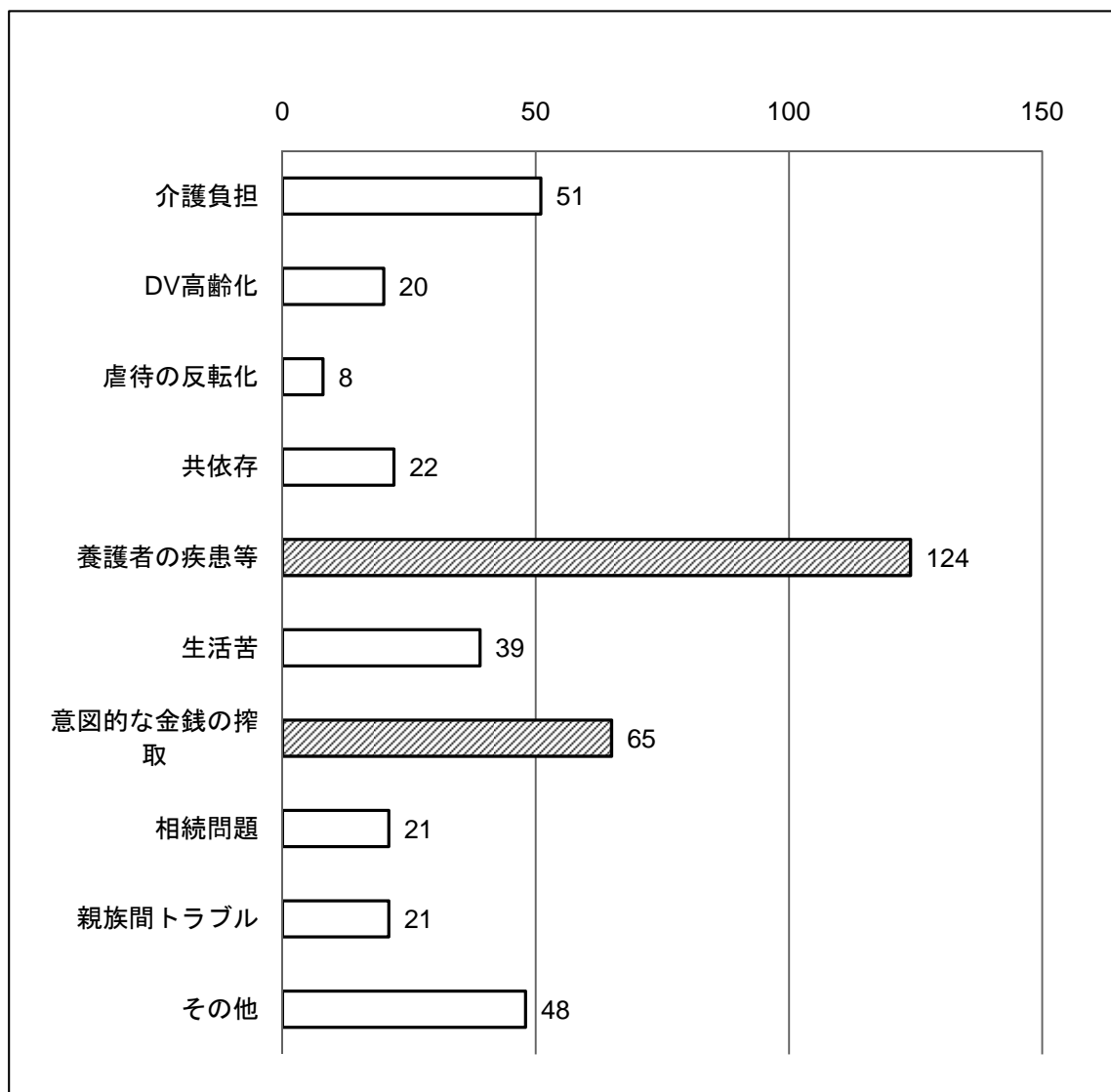
#### (4) 虐待の発生要因

当センターへ相談が入っている虐待事例の発生要因としては、「介護負担」も1割を占めていますが、「養護者の疾患等」と「意図的な金銭の搾取」の割合が高くなっています。養護者が、何らかの疾患等を有する中で虐待に至っている事例や、養護者が意図的に高齢者の金銭搾取を行っている事例への虐待対応に、困難を感じていることが把握できます。

「その他」の主な内容としては、本人の拒否や疾患等による本人支援の難しさや、養護者以外の親族(孫、姪・甥等)や第三者(知人、特別縁故者等)との関係性の難しさが挙げられており、これらに困難を感じていることが分かります。

[図表 2-13] 虐待の発生要因(センター)

(N=412件)





(5) 虐待種別ごとの虐待事実の判断状況

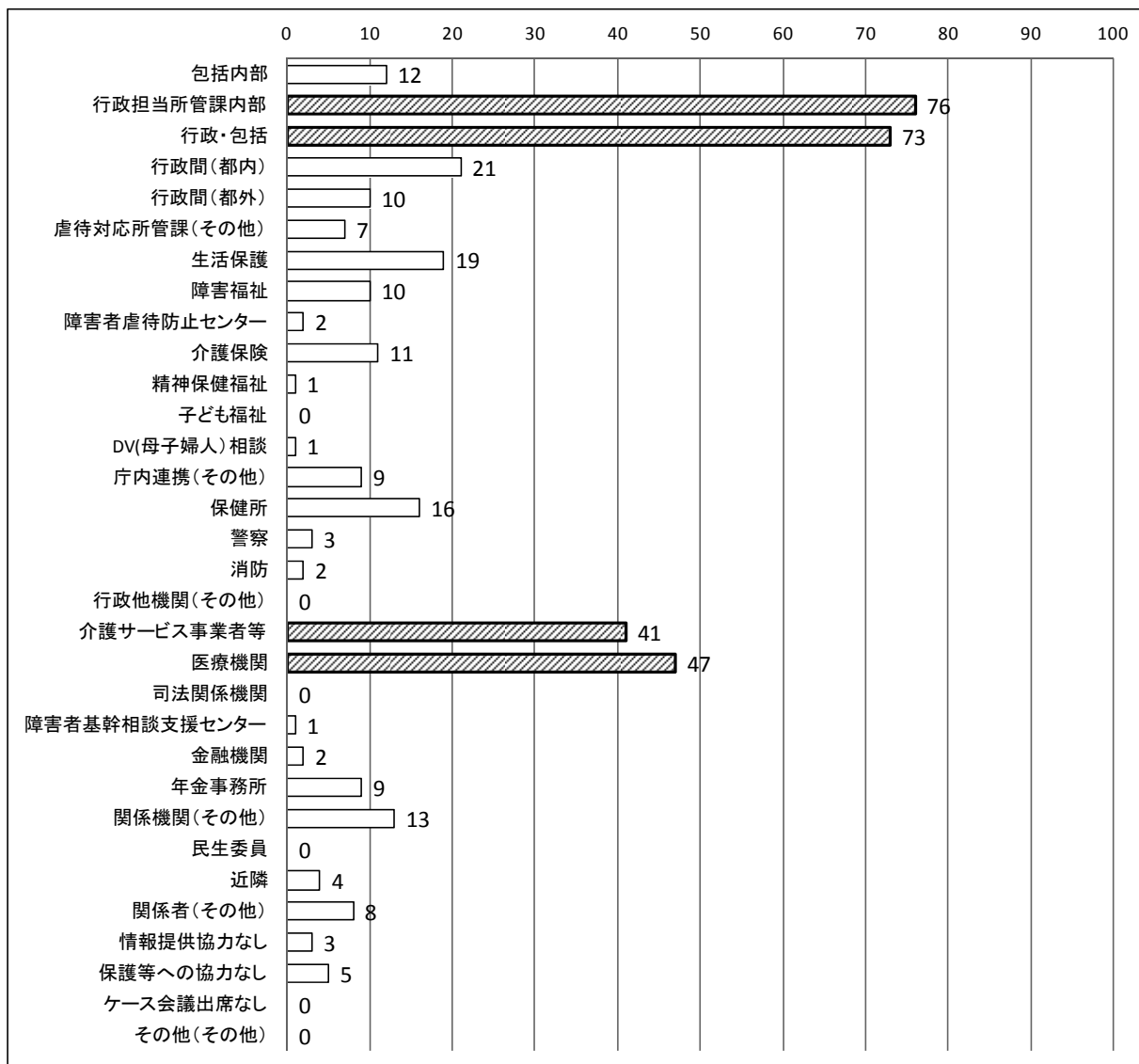
①連携

連携に関する課題を把握できた相談件数は、333 件でした。

「行政担当所管課内部」の課題が 76 件、次いで「行政と地域包括支援センター」間の連携の課題が 73 件となっています。高齢者虐待対応所管課内部や担当所管・地域包括支援センター間で、管理職や担当者間における意見や高齢者虐待に関する知識の相違があり、虐待対応が困難になっています。

また、介護サービス事業者や医療機関との連携の課題も 40 件を超えており、要介護状態にある高齢者への支援において欠くことができない連携に苦慮していることが把握できます。

[図表 2-14] 連携に関する課題(センター) (N=333 件 重複あり)

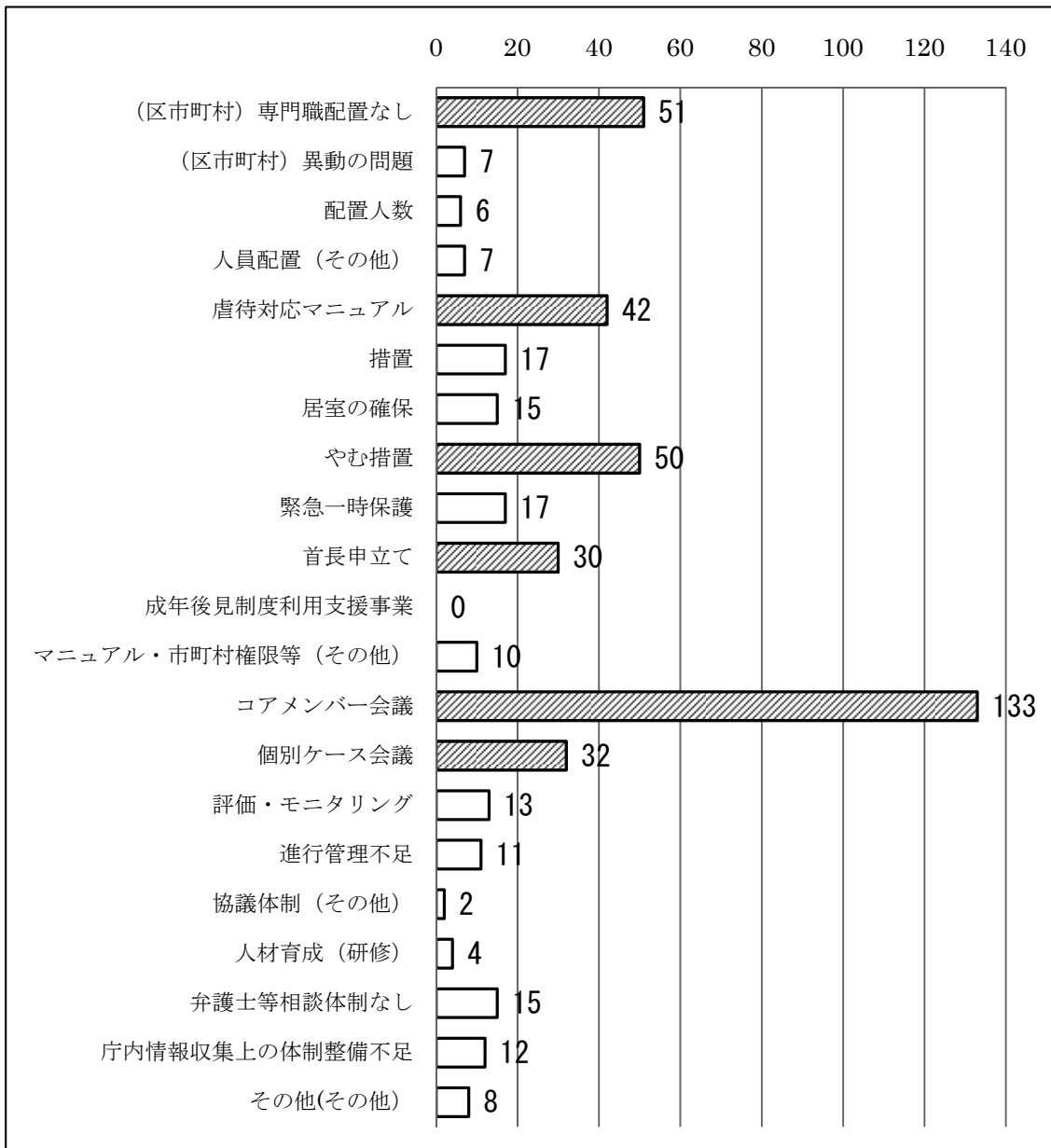


## ②高齢者虐待対応における区市町村の体制

体制に関する課題を把握できた相談件数は、254件でした。

区市町村における体制に関しては、コアメンバーに関する課題（虐待の有無の判断や緊急性の組織的判断を行う場がなく、責任の所在があいまいであること等）が133件と突出しています。区市町村に専門職の配置や高齢者虐待対応マニュアルがないこと、コアメンバー会議や個別ケース会議等、虐待対応の検討・決定の場がないことにより、区市町村の権限行使（「やむを得ない事由による措置」や「成年後見制度の区市町村長申立」）について区市町村や地域包括支援センターが悩み、センターに相談が入っていることが把握できます。

【図表 2-15】 体制に関する課題(センター) (N=254件 重複あり)



## 高齢者虐待事例分析検討委員会設置要領

24財人養第561号  
平成24年6月8日

- 1 目的  
東京都高齢者権利擁護推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）3（2）及び東京都高齢者権利擁護推進事業実施細目（以下「実施細目」という。）第2の2に基づき、平成24年度高齢者虐待事例分析検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することとし、東京都高齢者権利擁護推進事業任録書（以下「任録書」という。）4（2）、7に基づき設置に必要な事項を定める。
- 2 所掌事項  
検討委員会は、高齢者虐待に関わる次に掲げる事項について検討する。
  - (1) 東京都高齢者権利擁護推進事業区市町村職員等相談支援事業によって集積された高齢者虐待事例等についての情報整理と課題分析
  - (2) 厚生労働省の実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」等、その他東京都に既に集積されている事例等についての情報整理と課題分析
  - (3) (1)(2)に係る必要な項目についての、区市町村やその他外部機関への調査の実施
  - (4) (3)の調査に基づく高齢者虐待防止・対応の課題分析
  - (5) (1)～(4)による高齢者虐待の未然防止及び適切な対応等についての検討
  - (6) (1)～(5)をまとめた東京都への報告
  - (7) その他目的達成に必要な事項の審議
- 3 構成  
検討委員会の委員選定については東京都と協議の上で決定することとし、医師、弁護士、学識経験者等を含む10名程度とする。
- 4 実施回数 検討委員会は年に5回程度開催する。

## 5 会議

- (1) 検討委員会の委員長、副委員長は、委員の互選により選任する。
- (2) 委員は、必要に応じて検討委員会を招集し、会議を主宰する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐する。委員に事故あるときは、副委員長がその職を代理する。
- (4) 委員長、副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職を代理する。

## 6 公開等

検討委員会は、個人情報保護の観点から、非公開とする。ただし、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

## 7 守秘義務

委員は、正当な理由なく、委員会の審議内容及び委員会の職務に関して知りえた個人情報を開示してはならない。

## 8 事務局

検討委員会の事務局は東京都福祉保健財団法人材養成部人材養成室におく。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

24福保高在第261号  
平成24年 7月 5日

区市町村高齢福祉主管課長  
区市町村介護保険主管課長  
殿  
(高齢者虐待対応担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
在宅支援課長 新田 裕 人  
(公 印 省 略)

東京都高齢者権利擁護推進事業  
高齢者虐待に係る「発生（相談）事例の分析」の実施について

日 ごろより東京都の高齢福祉施策に御協力いただき、感謝申し上げます。  
東京都では、高齢者虐待防止の推進に向けて、研修事業と相談事業を内容とした高齢者権利擁護推進事業を東京都福祉保健財団に委託して実施しているところです。本年度は、高齢者虐待に係る「発生（相談）事例の分析」事業につきましても、高齢者権利擁護推進事業の一事業として東京都福祉保健財団に委託し、実施することとなりました。  
ついては、別添のとおり東京都福祉保健財団より、事業に係る周知依頼がございました。本事業の趣旨を御理解いただきますとともに調査実施に御協力いただけますようお願いいたします。  
なお、別紙Ⅱ（3）について、分析・検討事例として御提案いただけるものがございますましたら、7月末までに東京都福祉保健財団あて御連絡ください。

【担当】  
東京都福祉保健局高齢社会対策部  
在宅支援課認知症支援係 荒川・佐々木  
TEL 03-5320-4276 FAX 03-5388-1385

【分析・検討事例の御提案先】  
東京都福祉保健財団法人材養成部人材養成室  
TEL 03-5206-8740

別 添

24財人養第816号  
平成24年6月29日

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
在宅支援課 課長 新田 裕 人 様

公益財団法人東京都福祉保健財団  
事務局長 須藤 栄  
(印章省略)

平成24年度東京都高齢者権利擁護推進事業「発生（相談）事例分析」事業に係る区市町村への周知依頼について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素から、当財団の事業運営につきまして多大なる御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、6月25日に開催されました第1回「高齢者虐待事例分析検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）において、別紙のとおり決定されました。これについて、区市町村へ御周知いただきますよう御依頼申し上げます。業務御多忙のこととは存じますが、何卒御高配の程、宜しくお願ひ申し上げます。

平成24年度高齢者権利擁護推進事業「発生（相談）事例分析」事業に係る分析事例の取扱い等について  
（検討委員会平成24年6月25日検討結果）

## I 事業目的等

本事業において設置する「高齢者虐待事例分析検討委員会」（以下「検討委員会」という。）は、以下のために事例を分析し、報告書にまとめる。  
東京都高齢者権利擁護推進事業において集積された高齢者虐待事例等について情報整理を行った上で、必要な項目について聞き取り調査を実施し、事例の分析を行うとともに高齢者虐待の未然防止、適切な対応等について検討する。これらの検討分析を実施することによって区市町村を支援し、高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とする。

## II 分析対象事例の選出から分析事例決定までの流れ

- 1 分析対象事例について
  - (1) 本事業 相談支援事業への相談事例
  - (2) 厚生労働省の実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」等、東京都に既に集積されている事例
  - (3) 調査分析事業について、区市町村が検討委員会による調査・分析を求めた事例
  - (4) その他検討が必要と思われる事例
- 2 分析対象事例選出の検討について  
検討委員会事務局（公財）東京都福祉保健財団法人材養成部人材養成室に設置）は下記「III 分析対象事例 選出の考え方について」に基づき、幾つかの事例を選出して検討委員会に提出する。検討委員会においては、より分析に適した事例について検討する。
- 3 分析事例の決定  
検討委員会の意見を尊重した上で、東京都が分析対象事例を担当した区市町村へ聞き取り調査の協力について依頼し、当該区市町村の承諾をもって分析事例を決定する。

## III 分析対象事例選出の考え方について

- 下記のいずれかに該当し、高齢者虐待防止・対応・未然防止等について効果的な検討を行うことができたと思われる事例
- (1) 高齢者虐待対応に関連して、本人・養護者等が死亡・自殺等の重篤な状況となつた事例
  - (2) 区市町村が権限行使の際に、専門相談（本事業や他機関の相談窓口を含む）

を行った事例

- (3) 高齢者虐待対応を行う中で、養護者等からクレーム的行為（訴訟、情報開示請求、度重なる質問や攻撃的言動等）を受けた事例（クレーム行為が正当なものであるかどうかを問わない）
- (4) 本事業 相談支援事業にて、同一の事例について複数回、相談を受け付けた事例（同一相談者であるかどうかを問わない）
- (5) その他、検討が必要と思われる事例

## IV 聞き取り調査方法

- 1 調査目的  
高齢者虐待事例の分析をするにあたって必要な項目について調査を実施することで、高齢者虐待の未然防止及び適切な対応等について検討を行う。
- 2 調査方法等
  - (1) 調査実施事例数  
検討委員会で決定された3事例程度
  - (2) 調査対象者
    - ①調査事例の虐待対応を担当する区市町村の職員
    - ②調査事例の虐待対応を担当する地域包括支援センター職員
    - ③民生・児童委員やケアマネジャー等の虐待対応の関係者（高齢者虐待防止法第5条で協力義務のある者）で、調査実施について承諾を得たもの
  - (3) 方法  
事例ごとに、下記調査実施者が、調査対象者の所属機関等へ出向き、調査シートを用いてインタビューを行う。インタビューは録音をし、調査シートに正確に記載できるようにする。
  - (4) 調査実施者
    - ・検討委員会委員（実施が可能である場合）
    - ・検討委員会事務局
    - ・東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課認知症支援係（実施が可能である場合）
  - (5) 調査依頼  
聞き取り調査実施にあたり、上記（2）調査対象者の所属する機関へ、聞き取り調査協力の依頼を行う。

## V 報告書への記載

報告書への記載については、必ず区市町村及び調査対象者（上記6及び7で承諾が得られた機関等）の承諾を得た上で記載すること。報告書に、個人、関係機関、自治体等が特定されるような内容の記載はないこと。